



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月26日
号外(5)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規則

※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (行政経営推進課) 1

○ 公安委員会規則

※滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部を改正する規則 (地域課) 1

○ 公安委員会告示

※琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則の一部改正 (地域課) 2

規則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第8号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則 (平成19年滋賀県規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表(12)の項中「別表(60)の項エ」を「別表(60)の項イ」に改め、「からうまで」を削り、同表(13)の項中「別表(61)の項エ」を「別表(61)の項イ」に改め、「からうまで」を削り、同表(13)の2の項および(14)の項を削り、同表(13)の3の項中「別表(61)の3の項チ」を「別表(61)の3の項テ」に、「タ」を「ツ」に改め、同項を同表(14)の項とする。

付則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会規則

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

滋賀県公安委員会規則第7号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖等水上安全条例施行規則 (平成2年滋賀県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第1条の3を削る。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(呼気検査の方法)

第2条の2 条例第8条の3第1項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船またはアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

本則に次の1条を加える。

(アルコールの程度)

第19条 条例第25条第2項の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラムまたは呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。

付 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第32号

琵琶湖等における水上交通の方法等に関する教則（平成2年滋賀県公安委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月26日

滋賀県公安委員会委員長 大塚良彦

第1章1中「水泳場の開設や催物の開催など」を削る。

第4章1(3)中「活動に」を「活動を」に改める。

第5章第1節4を次のように改める。

4 酒気帯び操船などの禁止

(1) 酒気を帯びているときや麻薬、覚醒剤、シンナーなどの影響を受けているときは、操船してはいけません。また、酒を飲んだのが前夜であっても、翌朝まで酒の影響を受けていることがあることに注意しましょう。

(2) 睡眠作用のある風邪薬や頭痛薬などを服用したときは、操船をしないようにしましょう。また、過労のときは、操船してはいけません。

第5章第7節1中「新聞などで」を「インターネットなどで確認するなどして」に改める。

第6章第1節2の見出し中「手続き」を「手続」に、同項(1)ア中「明か」を「明らか」に、同項(2)中「手続き」を「手続」に改める。

第6章第1節3(3)ア中「操船する者」を「操船しようとする人」に、「酒に酔っているときや」を「酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により」に、「状態にある」を「おそれがある状態にあると認める」に改め、同節3(4)イ中「者」を「人」に、「酒に酔った状態その他」を「酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により」に改め、「できない」の右に「おそれがある」を加える。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。